

◆新型コロナウイルス感染症関連資金に係る利子等を助成します◆

市では、中小企業者が緊急の資金繰りのために借り入れた資金について、経営の安定に資するため、当該資金に係る利子等を助成いたします。

I 雲仙市中小企業資金利子等補給補助金の内容

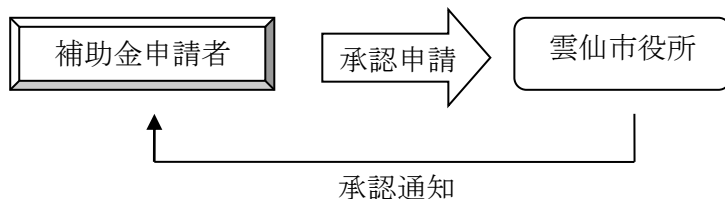
補助対象者	市内に住所を有する個人事業主又は市内に主たる事業所（登記簿上の本社所在地）を有する法人等 ※中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者
補助対象借入金	国、県による新型コロナウイルス感染症関連の貸付制度 【国の貸付制度（日本政策金融公庫取扱分）】 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経 ・経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付） ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策衛経融資 ・衛生環境激変対策特別貸付 【国の貸付制度（商工中金取扱分）】 ・危機対応融資 【県の貸付制度（民間金融機関取扱分）】 ・緊急資金繰り支援資金（危機関連） ・緊急資金繰り支援資金（環境変化・新型コロナ） ※対象となる貸付制度につきましては、別紙「利子・保証料補給の対象となる貸付制度」をご参照ください。
補助対象利子	上記貸付制度に係る利子等。 ※国による特別利子補給の対象となる借入利子は対象外となります。
補助率	①毎年1月1日から12月31日までの間（以下、「算定期間」という。）に支払われた補助対象利子の全額 ②算定期間に支払われた補助対象保証料の相当額
補助期間	融資実行日から起算して3年以内
承認申請書提出期限	○借入日：令和3年4月1日から8月2日までの借入⇒申請提出期限：9月30日 ○借入日：令和3年8月3日以降の借入⇒申請書提出期限：借入日から60日以内
補助の制限	補助金の交付において、次のいずれかに該当するときは、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき、これを制限します。 (1) 補助金の交付を受けようとする者に雲仙市税（国保税含む。）の滞納があるとき。 (2) 市内に転入又は設立若しくは設置直後で雲仙市税が課税されていない場合において、前住所地又は本社等の所在地の地区町村税（国保税含む。）の滞納があるとき。

申込み手続きにつきましては、裏面をご覧ください。

Ⅱ 申込手続

補助金の申込みの流れ

(1) 承認申請 (令和2年7月～)



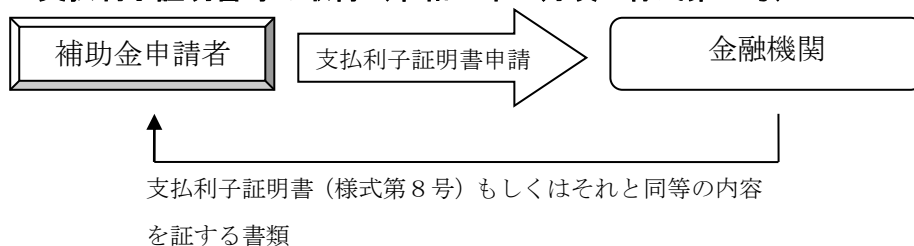
- 借入日：令和3年4月1日から8月2日までの借入⇒申請提出期限：9月30日
- 借入日：令和3年8月3日以降の借入⇒申請書提出期限：借入日から60日以内

◆承認申請時提出書類

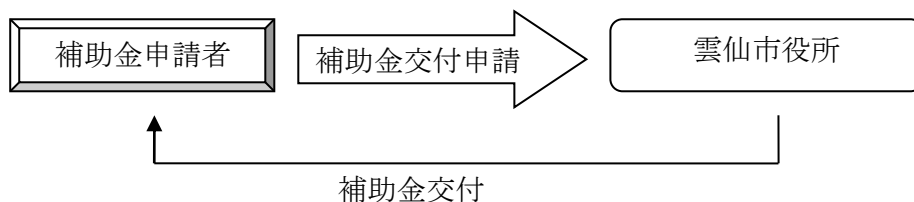
- ①雲仙市中小企業資金利子等補給補助金承認申請書 (様式第1号)
 - ②金銭消費貸借契約証書の写し
 - ③償還予定表 (金融機関発行のもの)
 - ④保証決定のお知らせ (保証協会発行のもの)
 - ⑤信用保証料支払証明書 (様式第2号) またはそれと同等の内容を証する書類
 - ⑥融資種類のわかる書類
 - ⑦その他必要な書類
- ※④、⑤については保証料が対象の場合にご提出ください。

(2) 補助金交付申請 (1月から12月までの支払利子)

1. 支払利子証明書等の取得 (令和4年1月頃：様式第8号)



2. 補助金交付申請書に支払利子証明書等を添えて申請 (令和4年2月末まで：様式第7号)



- ※(2) 補助金交付申請については、対象期間中、毎年申請をお願いいたします。
時期につきましては、毎年市からご案内を送付いたします。

◆補助金交付申請時の提出書類

- ①雲仙市中小企業資金利子等補給補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第7号)
- ②支払利子証明書 (様式第8号) 又は取扱金融機関が発行したそれと同様の内容を証する書類
- ③保証料を支払ったことを証する書類
- ④その他必要な書類

<お問い合わせ先>

雲仙市役所 商工労政課
電話：0957-38-3111